

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了したることについて通知がありました。

平成二十九年四月十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 宇陀市室生大野地内
- 三 測量の終了年月日 平成二十九年三月二十一日